

議第 90 号

高島市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 25 日

高島市長 今城克啓

---

高島市水道事業給水条例の一部を改正する条例

高島市水道事業給水条例（平成 17 年高島市条例第 272 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）または他の市町村長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施工する必要があると認めることは、この限りでない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。